

# 名古屋港管理組合公報

令和3年2月1日  
(月曜日)  
第37号

## 目次

|  |   |
|--|---|
| ○押印を求める手続の見直し等のための関係規則の整備に関する規則              | 1 |
| ○名古屋港の港湾区域内又は港湾隣接地域内における行為の許可に関する条例施行細則の一部改正 | 7 |
| ○押印を求める手続の見直し等のための関係訓令の整備に関する規程              | 7 |
| ○名古屋港管理組合議会議事局行政文書管理規程の一部改正                  | 8 |
| ○名古屋港管理組合監査委員事務局行政文書管理規程の一部改正                | 8 |
| ○名古屋港管理組合監査委員の保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正         | 8 |

## 規則

押印を求める手続の見直し等のための関係規則の整備に関する規則を公布する。  
令和三年二月一日

名古屋港管理組合管理者  
愛知県知事 大村 秀章

### 名古屋港管理組合規則第一号

押印を求める手続の見直し等のための関係規則の整備に関する規則  
(旅費条例施行規則の一部改正)

第一条 旅費条例施行規則(昭和二十八年名古屋港管理組合規則第三号)の一部を次のように改正する。

|                      |  |                      |   |   |   |                |  |
|----------------------|--|----------------------|---|---|---|----------------|--|
| 別記様式中                | <table border="1"> <tr> <td>旅 行 者<br/>職 氏 名 ( 印 )</td> <td>印</td> </tr> </table> | 旅 行 者<br>職 氏 名 ( 印 ) | 印 | を | <table border="1"> <tr> <td>旅 行 者<br/>職 氏 名</td> <td></td> </tr> </table> | 旅 行 者<br>職 氏 名 |  |
| 旅 行 者<br>職 氏 名 ( 印 ) | 印  |                      |   |   |   |                |  |
| 旅 行 者<br>職 氏 名       |  |                      |   |   |   |                |  |

に改める。

(職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和三十二年名古屋港管理組合規則第四号)の一部を次のように改正する。  
様式第一号及び様式第一号の二中「印」を削る。

(名古屋港管理組合港湾施設条例施行規則の一部改正)

第三条 名古屋港管理組合港湾施設条例施行規則(昭和三十六年名古屋港管理組合規則第七号)の一部を次のように改正する。

様式第二号から様式第七号まで、様式第九号から様式第十二号まで及び様式第十四号から様式第二十号までの規定中「印」を削る。

様式第二十一号から様式第二十五号までの規定中「印」を削る。

様式第二十六号中「印」を削る。

様式第二十七号から様式第二十九号までの規定中「印」を削る。

様式第三十号及び様式第三十一号中「印」を削る。

様式第三十二号中「印」を削る。

様式第三十三号中「印」を削る。

様式第三十四号を次のように改める。

## 様式第34号 (第39条関係)

## 係留木材移動届

年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

使 用 者

住 所

氏 名

次のとおり係留場所を移動します。

| 荷 主  | 船 名 | 搬入年月日 | 移動年月日         | 場 内<br>作 業 者  |
|------|-----|-------|---------------|---------------|
|      |     |       |               |               |
| 許可番号 | 材 種 | 数 量   | 移 動 前<br>係留場所 | 移 動 後<br>係留場所 |
|      |     |       |               |               |

A列4判

様式第三十五号中「㊦」を削る。

様式第三十六号中「㊧」を削る。

様式第四十号及び様式第四十一号中「㊨」を削る。

(名古屋港管理組合財務規則の一部改正)

**第四条** 名古屋港管理組合財務規則(昭和三十九年名古屋港管理組合規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

**第三条** 削除

第五条第四項中「記名押印し」を「記名し」に改める。

第五十一条第三項を削る。

第百六条第一項中「しようとするとき」を「したとき」に、「交付を受けようとする者(共用備品については庶務担当係長。ただし、特に必要があるときは、全部又は一部の物品について課長等が指定する者)の受領印を徴し」を「整理し」に改め、同条第二項中「および」を「及び」に、「しようとするとき」を「したとき」に、「により、交付を受けようとする者の受領印を徴し」を「に記帳し」に改める。

第百十八条第二項中「うえ」を「上」に、「巨」を「旨を」に改め、「押印し」を削る。

第百七十六条第四項ただし書中「記載し押印する」を「記載する」に改める。

第百八十九条第二号中「に訂正者の印を押印してする」を「を明示して行う」に改める。

様式第一号、様式第一号の二及び様式第三十三号(その二)中「㊩」を削る。

様式第三十五号中「㊪」及び備考を削る。

様式第三十七号中「審認㊫」を「審認書」に改める。

様式第三十九号中「㊬」を削る。

様式第四十六号を次のように改める。



様式第四十七号中 「」 を削る。

様式第四十八号中 「」 を削る。

様式第五十七号中 「済 印」 を「確認者」に改める。

様式第五十八号中 「検 印」 を「確認者」に改める。

様式第五十九号中 「印」 を削る。

様式第六十八号の二及び様式第六十八号の三中 「受領印」 を「受領者」に改める。

様式第七十号の三中 「専用者印」 を「専用者」に、「受領者印」 を「受領者」に改める。

様式第七十号の四中 「保管者  
受領印」 を「保管者」に、「受領印」 を「受領者」に改める。

様式第七十一号、様式第七十二号及び様式第七十四号中 「印」 を削る。

様式第七十六号中 「物品出納員 印」 を「物品出納員」に改め、「担当者 印」 を削る。

様式第七十七号中 「印」 を削る。

様式第八十号中 「氏 名 印」 を「氏 名」に改める。

様式第八十一号中 「氏 名 印」 を「氏 名」に改める。

「名古屋港管理組合管理者様

様式第八十三号中 住所  
氏名 印」 を

「名古屋港管理組合管理者様

住所 に改める。

氏名

様式第九十一号（その一）から様式第九十四号までの規定中 「印」 を削る。

様式第九十二号中 「受領印」 を「受領者」に改める。

様式第九十六号中 「印」 を削り、「または」を「又は」に改める。

（名古屋港管理組合港湾整備事業の財務に関する特例を定める規則の一部改正）

**第五条** 名古屋港管理組合港湾整備事業の財務に関する特例を定める規則（昭和二十九年名古屋港管理組合規則第十二号）の一部を次のように改正する。

様式第二十四号（その一）中 「印」 を削る。

様式第二十六号中 「氏 名 印」 を「氏 名」に改める。

様式第三十号中 「(印)」 を削る。

（非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正）

**第六条** 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十二年名古屋港管理組合規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中 「記名押印し」を「記名し」に改める。

（名古屋港管理組合入港料条例施行規則の一部改正）

**第七条** 名古屋港管理組合入港料条例施行規則（昭和五十一年名古屋港管理組合規則第十号）の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号中 「印」 を削る。

（失業者の退職手当支給規則の一部改正）

**第八条** 失業者の退職手当支給規則（昭和五十三年名古屋港管理組合規則第八号）の一部を次のように改正する。

様式第一号の二及び様式第二号（表面）中 「印」 を削る。

様式第三号（表面）中 「氏 名 印」 を「氏 名」に、「公共職

業安定所長 印」 を「公共職業安定所長」に

|   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| 紹 | 介 | 先 | 印 |
|   |   |   |   |

を

|   |   |   |
|---|---|---|
| 紹 | 介 | 先 |
|   |   |   |

に改め、同様式（裏面）中「受給資格者氏名

印」 を「受給資格者氏名」に改める。

様式第四号備考以外の部分、様式第六号備考以外の部分及び様式第七号備考以外の部分中 「印」 を削る。

様式第八号中 「(職氏名) 印」 を「(職氏名)」に、「氏名

印」 を「氏名」に改める。

様式第九号備考以外の部分、様式第十号備考以外の部分、様式第十号の二備考以外の部分、様式第十号の三備考以外の部分、様式第十一号備考以外の部分、様式第十二号備考以外の部分、様式第十二号の二備考以外の部分及び様式第十二号



(経過措置)

- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則（以下「改正前の各規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の各規則（以下「改正後の各規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、改正後の各規則の要件を満たすよう必要な修正をして使用することができる。

## 告 示

### 名古屋港管理組合告示第2号

平成12年名古屋港管理組合告示第18号（名古屋港の港湾区域内又は港湾隣接地域内における行為の許可に関する条例施行細則）の一部を次のように改正する。

令和3年2月1日

名古屋港管理組合管理者  
愛知県知事 大村 秀章

様式第1号から様式第7号までの規定中「㊟」を削る。

様式第7号の2及び様式第7号の3中「印」を削る。

様式第8号中「㊟」及び「4回」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

- この細則は、令和3年2月1日から施行する。

(経過措置)

- この細則施行の際この細則による改正前の名古屋港の港湾区域内又は港湾隣接地域内における行為の許可に関する条例施行細則（以下「改正前の細則」という。）の規定により提出されている様式第1号から様式第8号までの申請書等については、この細則による改正後の名古屋港の港湾区域内又は港湾隣接地域内における行為の許可に関する条例施行細則（以下「改正後の細則」という。）の規定により提出されたものとみなす。
- この細則施行の際改正前の細則の規定に基づいて作成されている様式第1号から様式第8号までの用紙は、改正後の細則の規定にかかわらず、当分の間、改正後の細則の様式の要件を満たすよう修正して使用することができる。

## 訓 令

### 訓令第1号

組合内一般

押印を求める手続の見直し等のための関係訓令の整備に関する規程を次のように定める。

令和三年二月一日

名古屋港管理組合管理者  
愛知県知事 大村 秀章

押印を求める手続の見直し等のための関係訓令の整備に関する規程

(名古屋港管理組合公印取扱規程の一部改正)

**第一条** 名古屋港管理組合公印取扱規程（昭和三十六年訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「記入して押印し」を「記入し」に改め、同条第三項中「記入の上押印し」を「記入し」に改める。

別記様式第二号中「査察部印」を「査察部名」に、「主任部印」を「主任部名」に、「検印」を「備考」に改める。

別記様式第三号中「査察部印」を「査察部名」に、「立会人印」を「立会人名」に、「検印」を「備考」に改める。

別記様式第七号中「警守部印」を「警守部名」に改める。

別記様式第八号中「使用部印」を「使用部名」に、「保警部印」を「保警部名」に改める。

(名古屋港管理組合公舎貸与規程の一部改正)

**第二条** 名古屋港管理組合公舎貸与規程（昭和三十九年訓令第7号）の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第三号及び様式第四号中「印」を削る。

(工事施行規程の一部改正)

**第三条** 工事施行規程（昭和三十九年訓令第12号）の一部を次のように改正する。

様式第八号、様式第十号、様式第十一号、様式第二十一号、様式第二十三号、様式第二十五号及び様式第二十六号から様式第二十七号の三までの規定中「㊟」を削る。

(名古屋港管理組合職員衛生管理規程の一部改正)

**第四条** 名古屋港管理組合職員衛生管理規程（昭和五十年訓令第8号）の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第二号及び様式第四号中「印」を削る。

(名古屋港管理組合行政文書管理規程の一部改正)

**第五条** 名古屋港管理組合行政文書管理規程（平成二十一年訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一号ただし書中「あて先」を「宛先」に改め、同条第二号中「副管理者あて」を「副管理者宛て」に、「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第三号中「受領印を徴して」を削る。

第十七条第六項中「これに認印を押印し」を削る。

第三十一条第三項中「庁内に発する一般文書」を「行政文書のうち、庁内に発するもの」に改める。

様式第二号中「㊞」を「㊞」に改める。  
 様式第三号中「㊞」を「㊞」に改める。  
 様式第十号中「㊞」を「㊞」に改める。

**附 則**

(施行期日)

1 この訓令は、令和三年二月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の各規程（以下「改正前の各規程」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この訓令による改正後の各規程（以下「改正後の各規程」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現に改正前の各規程の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の各規程の規定にかかわらず、当分の間、改正後の各規程の要件を満たすよう必要な修正をして使用することができる。

## 議 会 事 項

### 訓令第一号

議会事務局

名古屋港管理組合議会事務局行政文書管理規程（平成二十一年訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和三年二月一日

名古屋港管理組合議会

議長 杉浦 孝成

第十三条第二項第一号ただし書中「あて先」を「宛先」に改め、同項第二号中「副議長あて」を「副議長宛て」に、「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第三号中「、受領印を徴して」を削る。

第十四条第三項中「、これに認印を押印し」を削る。

第二十八条第三項中「にかかわらず、」の下に「行政文書のうち、議会事務局内に発するもの又は」を加える。

様式第二号中「㊞」を「㊞」に改める。

様式第三号中「㊞」を「㊞」に改める。

**附 則**

(施行期日)

1 この訓令は、令和三年二月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令施行の際、現にこの訓令による改正前の名古屋港管理組合議会事務局行政文書管理規程の規定に基づいて作成されている様式第二号及び様式第三号の用紙については、この訓令による改正後の名古屋港管理組合議会事務局行政文書管理規程の規定にかかわらず、当分の間、同規程の様式の要件を満たすよう必要な修正をして使用することができる。

## 監 査 委 員 事 項

### 名古屋港管理組合監査委員告示第一号

名古屋港管理組合監査委員事務局行政文書管理規程（平成二十六年名古屋港管理組合監査委員告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和三年二月一日

名古屋港管理組合監査委員 丹 羽 ひろし

同 山 本 正 雄

同 篠 田 信 示

第十三条第一項第三号中「、受領印を徴して」を削る。

第十四条第三項中「、これに認印を押印し」を削る。

第二十八条第三項中「にかかわらず、」の下に「行政文書のうち、監査委員事務局内に発するもの又は」を加える。

様式第二号中「㊞」を「㊞」に改める。

様式第三号中「㊞」を「㊞」に改める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規程は、令和三年二月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行の際、現にこの規程による改正前の名古屋港管理組合監査委員事務局行政文書管理規程の規定に基づいて作成されている様式第二号及び様式第三号の用紙については、この規程による改正後の名古屋港管理組合監査委員事務局行政文書管理規程の規定にかかわらず、当分の間、同規程の様式の要件を満たすよう必要な修正をして使用することができる。

### 名古屋港管理組合監査委員告示第二号

名古屋港管理組合監査委員の保有する個人情報保護に関する規程（平成十八年名古屋港管理組合監査委員告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和三年二月一日

|   |              |    |     |
|---|--------------|----|-----|
|   | 名古屋港管理組合監査委員 | 丹羽 | ひろし |
| 同 |              | 山本 | 正雄  |
| 同 |              | 篠田 | 信示  |

第七条第一項第三号イ中「本人に係る実印が押印されたものであつて、」及び「及び当該実印に係る印鑑登録証明書（開示請求をする日前三十日以内に作成されたものに限る。）」を削る。

様式第二号の二、様式第十二号の二及び様式第十七号の二中「本人に係る実印が押印されたものであつて、請求日前30日以内に作成されたもの）及び当該実印に係る印鑑登録証明書（請求日前30日以内に作成されたもの）」を「請求日前30日以内に作成されたもの）」に改める。

**附 則**

**（施行期日）**

- 1 この規程は、令和三年二月一日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現にこの規程による改正前の名古屋港管理組合監査委員の保有する個人情報の保護に関する規程（以下「改正前の規程」という。）の規定に基づいて提出されている様式第二号の二、様式第十二号の二及び様式第十七号の二の請求書については、この規程による改正後の名古屋港管理組合監査委員の保有する個人情報の保護に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規程施行の際、現に改正前の規程の規定に基づいて作成されている様式第二号の二、様式第十二号の二及び様式第十七号の二の用紙については、改正後の規程の規定にかかわらず、当分の間、改正後の規程の要件を満たすよう必要な修正をして使用することができる。